

2025 年 4 月 10 日

中国 一部のレアアース関連製品の輸出規制の導入

2025 年 4 月 4 日、中国商務部と税関総署は「商務部公告 2025 年第 18 号」を公布しました。

「中国輸出管理法」、「対外貿易法」、「関税法」および「両用品目輸出管理条例」の関係規定に基づき、国家の安全と利益を守り、核拡散防止などの国際的義務を履行するため、国务院の承認を得て、サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム及びイットリウムの 7 種類のレアアース関連製品の輸出規制を実施する旨が発表されました。

本年 2 月に発動された、タングステン、モリブデン等のレアメタル 5 種を含む輸出規制の措置では製品のみならず、その技術やデータも規制対象として含まれていましたが、今回の措置ではそれらは規制対象には含まれていません。

上記の製品は現在、新合金材料、航空宇宙、新エネルギー、半導体産業の分野で、幅広く使用されています。

上記の物品を輸出する場合、輸出者は、中国輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に基づき、国务院商務主管部門に許可を申請しなければなりません。

本公告は即日施行され、中国の輸出管理リストも同時に更新されました。

本件措置については、4 月 4 日という発動のタイミングから、米国の相互関税の実施（4 月 2 日）を念頭に置いた措置ではないかとの観測もあるようです。

現在、これらは ATTO の購入対象製品リストには含まれていません。

今後、規制対象製品の輸出に影響が出るかどうかを注視し、新たな政策変更があれば速やかにご報告いたします。

引き続きよろしくお願いいたします。

以上

《ご案内》



4月9日(水)～11日(金)に東京ビッグサイトで開催されるCPHI Japan 2025 (国際医薬品開発展)にATTOは今年も出展いたします
ブース番号:5L-30にてお待ち申し上げます

《お知らせ》



ATTO の化合物検索システム ChemPanda® を展開中です。ぜひ弊社ホームページよりアクセスのうえご利用ください(無償)
URL <https://www.attoinfo.com>